6　盗撮による児童ポルノ製造についての罰則
ひそかに児童ポルノに係る児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者は、三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第七条第五項関係）

7　心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置
㈠　主体及び責任の明確化
心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体として、厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所及び福祉事務所を例示し、措置を講ずる主体及び責任を明確化した。（第一五条関係）
㈡　施策の検証等
⑴　社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、児童買春や児童ポルノにより心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うこととした。（第一六条の二第一項関係）
⑵　社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議の厚生労働大臣又は関係行政機関に対する意見具申及び当該意見具申があった場合の厚生労働大臣又は関係行政機関が講ずる措置に関する規定を置くこととした。（第一六条の二第二項及び第三項関係）

8　インターネットの利用に係る事業者の努力
インターネットの利用に係る事業者は、捜査機関への協力、その管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めることとした。（第一六条の三関係）

9　その他
㈠　検討
⑴　政府は、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をすることとした。（附則第三条第一項関係）
⑵　インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、⑴の技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとした。（附則第三条第二項関係）
㈡　施行期日
この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行し、5については、この法律の施行の日から一年間は、適用しないこととした。

## ◇マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八〇号）（国土交通省）

1　題名の改正
題名を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　除却の必要性に係る認定等
耐震診断が行われたマンションの管理者等は、特定行政庁に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができるものとし、特定行政庁は、当該申請に係るマンションが国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をするものとした。（第一〇二条関係）

3　容積率の特例
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築される敷地面積が政令で定める規模以上のマンションで、特定行政庁が許可したものについては、その許可の範囲内において、建築基準法の容積率制限を緩和することができるものとした。（第一〇五条関係）

4　マンション敷地売却決議等
2の認定を受けた場合において、要除却認定マンションに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借地権であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該要除却認定マンション及びその敷地を売却する旨の決議（以下「マンション敷地売却決議」という。）をすることができるものとし、買受人となるべき者は、5の認定を受けた者でなければならないものとした。（第一〇八条関係）

5　買受計画の認定
マンション敷地売却決議が予定されている要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があった場合にこれを買い受けようとする者は、当該要除却認定マンションごとに、マンション敷地売却決議がされた要除却認定マンションの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができるものとした。（第一〇九条関係）

6　マンション敷地売却組合
㈠　マンション敷地売却組合（以下「組合」という。）は、マンション敷地売却事業を実施することができるものとした。（第一一六条関係）
㈡　マンション敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者（以下「マンション敷地売却合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び資金計画を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができるものとし、この場合、認可を申請しようとするマンション敷地売却合意者はマンション敷地売却合意者の四分の三以上の同意を得なければならないものとした。（第一一〇条関係）

7　分配金取得計画
㈠　分配金取得手続
組合は、都道府県知事等による設立の認可の公告後、遅滞なく、都道府県知事等の認可を受けて、分配金取得計画を定めなければならないものとし、当該認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却マンションの敷地利用権が賃借権であるときは、売却マンションの敷地の所有権を有する者の同意を得なければならないものとした。（第一四一条関係）
㈡　権利消滅期日における権利の帰属等
権利消滅期日において、売却マンションは、組合に帰属し、建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、売却マンションを目的とする所有権以外の権利は、消滅するとともに、売却マンションの敷地利用権は、組合に帰属し、売却マンションの敷地利用権が所有権であるときは当該所有権に係る敷地を目的とする所有権、地役権及び地上権以外の権利、売却マンションの敷地利用権が借地権であるときは当該借地権を目的とする権利は、消滅するものとした。（第一四九条関係）
㈢　分配金の支払等
⑴　組合は、権利消滅期日までに、組合員に対し、分配金を支払わなければならないものとし、売却マンション又はその敷地に関する権利（組合員の有する区分所有権及び敷地利用権を除く。）を有する者で、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、補償金を支払わなければならないものとした。（第一五一条及び第一五三条関係）
⑵　担保権の目的物について分配金又は補償金を支払うときは、担保権者の全てから供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、その補償金を供託しなければならないものとし、先取特権、質権又は抵当権を有する者は、当該供託された補償金に対してその権利を行うことができるものとした。（第一五二条及び第一五四条関係）

8　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇宅地建物取引業法の一部を改正する法律（法律第八一号）（国土交通省）

1　宅地建物取引士の定義
「宅地建物取引士」とは、宅地建物取引士証の交付を受けた者をいうこととした。（第二条第四号関係）

2　宅地建物取引士の業務処理の原則
宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ確実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならないこととした。（第一五条関係）

3　宅地建物取引士の信用失墜行為の禁止
宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないこととした。（第一五条の二関係）